

高松市医療安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高松市医療安全支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し広く市民の意見を聴くため、高松市医療安全推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、推進会議の意見を聴くものとする。

- (1) センターの運営方針及び業務内容に関すること。
- (2) センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (3) 個別相談事例等のうち重要又は専門的な事例に関すること。
- (4) 地域における医療安全の推進のための方策に関すること。
- (5) その他センターの業務に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師会その他の医療関係団体の代表者
- (2) 医療サービスを受ける立場にある者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉局保健所保健医療政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。